

市第137号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

1 趣旨

大気汚染防止法（以下「大防法」）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、「県条例」）において、建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止のための規制が強化されたことから、大防法及び県条例との整合を図るため、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、「市条例」）を一部改正します。

【横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月25日横浜市条例第58号）】

事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。

2 改正概要

（1）大防法及び県条例改正に伴う市条例の改正（石綿関係）

ア 事前調査に係る規定の削除【第92条の2】

大防法において、解体工事等における石綿の有無の事前調査対象が、飛散しやすい吹付け石綿等の建材（以下、「レベル1・2建材」）に加え、比較的飛散しにくい成形板等の建材（以下、「レベル3建材」）まで拡大されたことに伴い、レベル3建材の一部について事前調査を定めた市条例の規定を削除します。

【参考】

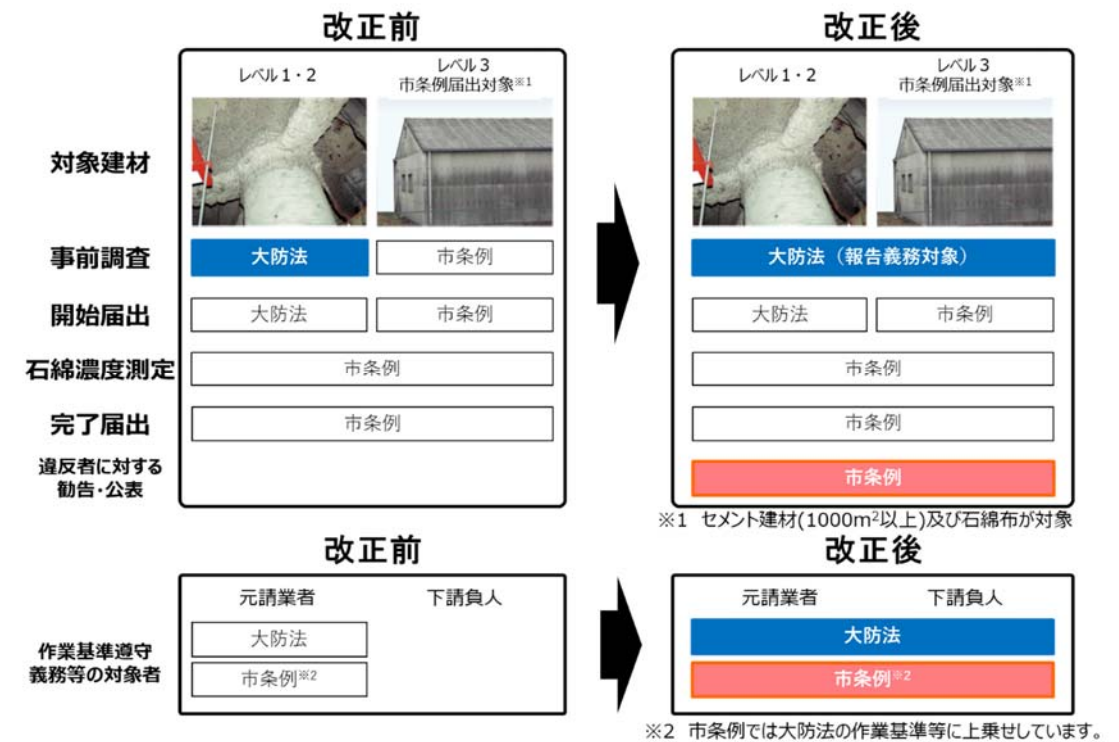
区分	石綿含有建築材料の具体例	飛散性
レベル1建材	吹付け石綿	高
レベル2建材	断熱材、保温材及び耐火被覆材	▲
レベル3建材	セメント建材（スレートボード等）、石綿布、ビニル床タイル等	低

イ 違反者に対する勧告及び公表の追加【第94条の2】

県条例の改正に合わせて、石綿除去工事の未届や虚偽の届出、石綿濃度測定の実施などの違反者に対する勧告及び公表の規定を追加します。

ウ 指導、助言及び勧告の対象者に下請負人を追加【第91条】

大防法において、石綿除去工事に係る作業基準遵守義務等の対象者に「下請負人」が追加されたため、市条例の指導、助言及び勧告の対象者に「下請負人」を追加します。



<石綿飛散防止規制（改正前後のイメージ）>

（2）その他

ア 県条例改正に伴う市条例の規定の整理【第70条の3、第75条、第76条、第126条】

- ・ 土壌汚染を拡散させるおそれが小さい軽易な行為については、土地の形質変更に係る届出を不要とするよう県条例が改正されたため、同様に市条例を改正します。（例：盛土、敷均し）
- ・ 地下水を採取するための揚水施設における、既に許可を受けた範囲内の変更については、許可制から届出制に県条例が改正されたため、同様に市条例を改正します。（例：水中ポンプの規模の縮小）

イ 特定小規模施設の設置等に係る手続の見直し【第86条】

市条例独自の規制対象である特定小規模施設のうち、冷暖房機等に使用されるガスヒートポンプについては、大気汚染物質の低減対策が進み、規制基準を満たしていることから、届出を不要とします。

ウ 条ずれ及び字句の修正【第92条、第94条他】

3 今後の予定

- 令和3年4月1日 大防法の施行時に一部施行（条ずれ関連）
- 令和3年10月1日 県条例の施行時に施行